

大分県報

令和五年
号外（二〇）
三月二十三日

（木曜日）

目次

条 例	
大分県職員定数条例の一部改正	一
職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正	一
大分県退職手当基金条例の制定	一
大分県使用料及び手数料条例等の一部改正	二
おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正	六
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正	六
大分県自転車での安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正	一〇
大分県立自然公園条例の一部改正	一〇
大分県病院事業に係る料金条例の一部改正	一四
大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正	一四
大分県港湾施設管理条例等の一部改正	一四
大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正	一五

〇 条 例

大分県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第一号

大分県職員定数条例の一部を改正する条例

大分県職員定数条例（昭和二十四年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「一一〇人」を「一二五人」に改める。

令和五年三月二十三日

大分県報号外（条例）

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二号

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表の第十六号の作業の項の手当額の欄の口を次のように改める。

口 イに掲げる警備以外の警備 六四〇円

第十一条第二項の表の第十六号の作業の項の手当額の欄に次のように加える。

ハ 警護対象者の警護 一、一五〇円

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大分県退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三号

大分県退職手当基金条例

（設置）

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年大分県条例第四十四号）に基づく退職手当の支給に必要な財源を確保するため、大分県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条に規定する退職手当の支給の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

大分県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第一条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の保健所の部中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)、大分県食品衛生条例(昭和二十九年大分県条例第六十号)及び大分県食品行商取締条例(昭和四十八年大分県条例第三十二号)による許可営業従業者」を「食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)別表第十七第七号イに規定する食品等取扱者」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第三の衛生関係事務の部中「食品衛生法」の下に「(昭和二十二年法律第二百三十三号)」を加え、同表の家畜伝染病予防事務の部の家畜注射又は家畜薬浴手数料の項の次

に次のように加える。

豚熱予防液交付手数料	一頭一回分	七〇円
------------	-------	-----

別表第三の宅地造成等規制法関係事務の部中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同表の建築基準法関係事務の部の特殊建築物等敷地許可申請手数料の項の次に次のように加える。

建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	一件	二七、〇〇〇円
--------------------	----	---------

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物の高さの許可申請手数料の項中「高さの」の下に「特例許可又は高さに関する制限の適用除外に係る」を加え、同部の高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の項の次に次のように加える。

高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	一件	一六〇、〇〇〇円
--------------------------	----	----------

別表第三の建築基準法関係事務の部中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定」を「建築物の認定」に、「二敷地内認定建築物以外の建築物の特例」を「建築物の特例」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可」を「建築物の許可」に、

建築物には、一敷地内認定建築物を除く。	建築物は、新築又は増築等(建築基準法第八十六条の二第一項に規定する増築等をいう。)を行うものに限り。	に改め、同表の都市の低
---------------------	--	-------------

炭素化の促進に関する法律関係事務の部の低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料の項及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る審査手数料の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画認定	一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)に限る。以下この項にお	一件	三七、三〇〇円	1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸
---------------	--	----	---------	---------------------------

								定申請に係る審査手数料	
								いて同じ。)の認定を申請する場合	
								二 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	
								イ 該当申請に係る建築物の戸数の総数	
								一 戸	
								二 戸以上五戸以下	
								三 戸以上十戸以下	
								四 十戸以上二十戸以下	
								五 二十戸以上三十戸以下	
								六 三十戸以上五十戸以下	
								七 五十戸以上	
								八 五十戸以上	
								九 五十戸以上	
								十 五十戸以上	
								十一 五十戸以上	
								十二 五十戸以上	
								十三 五十戸以上	
								十四 五十戸以上	
								十五 五十戸以上	
								十六 五十戸以上	
								十七 五十戸以上	
								十八 五十戸以上	
								十九 五十戸以上	
								二十 五十戸以上	
								二十一 五十戸以上	
								二十二 五十戸以上	
								二十三 五十戸以上	
								二十四 五十戸以上	
								二十五 五十戸以上	
								二十六 五十戸以上	
								二十七 五十戸以上	
								二十八 五十戸以上	
								二十九 五十戸以上	
								三十 五十戸以上	
								三十一 五十戸以上	
								三十二 五十戸以上	
								三十三 五十戸以上	
								三十四 五十戸以上	
								三十五 五十戸以上	
								三十六 五十戸以上	
								三十七 五十戸以上	
								三十八 五十戸以上	
								三十九 五十戸以上	
								四十 五十戸以上	
								四十一 五十戸以上	
								四十二 五十戸以上	
								四十三 五十戸以上	
								四十四 五十戸以上	
								四十五 五十戸以上	
								四十六 五十戸以上	
								四十七 五十戸以上	
								四十八 五十戸以上	
								四十九 五十戸以上	
								五十 五十戸以上	
								五十一 五十戸以上	
								五十二 五十戸以上	
								五十三 五十戸以上	
								五十四 五十戸以上	
								五十五 五十戸以上	
								五十六 五十戸以上	
								五十七 五十戸以上	
								五十八 五十戸以上	
								五十九 五十戸以上	
								六十 五十戸以上	
								六十一 五十戸以上	
								六十二 五十戸以上	
								六十三 五十戸以上	
								六十四 五十戸以上	
								六十五 五十戸以上	
								六十六 五十戸以上	
								六十七 五十戸以上	
								六十八 五十戸以上	
								六十九 五十戸以上	
								七十 五十戸以上	
								七十一 五十戸以上	
								七十二 五十戸以上	
								七十三 五十戸以上	
								七十四 五十戸以上	
								七十五 五十戸以上	
								七十六 五十戸以上	
								七十七 五十戸以上	
								七十八 五十戸以上	
								七十九 五十戸以上	
								八十 五十戸以上	
								八十一 五十戸以上	
								八十二 五十戸以上	
								八十三 五十戸以上	
								八十四 五十戸以上	
								八十五 五十戸以上	
								八十六 五十戸以上	
								八十七 五十戸以上	
								八十八 五十戸以上	
								八十九 五十戸以上	
								九十 五十戸以上	
								九十一 五十戸以上	
								九十二 五十戸以上	
								九十三 五十戸以上	
								九十四 五十戸以上	
								九十五 五十戸以上	
								九十六 五十戸以上	
								九十七 五十戸以上	
								九十八 五十戸以上	
								九十九 五十戸以上	
								百 五十戸以上	
								百一 五十戸以上	
								百二 五十戸以上	
								百三 五十戸以上	
								百四 五十戸以上	
								百五 五十戸以上	
								百六 五十戸以上	
								百七 五十戸以上	
								百八 五十戸以上	
								百九 五十戸以上	
								百十 五十戸以上	
								百十一 五十戸以上	
								百十二 五十戸以上	
								百十三 五十戸以上	
								百十四 五十戸以上	
								百十五 五十戸以上	
								百十六 五十戸以上	
								百十七 五十戸以上	
								百十八 五十戸以上	
								百十九 五十戸以上	
								百二十 五十戸以上	
								百二十一 五十戸以上	
								百二十二 五十戸以上	
								百二十三 五十戸以上	
								百二十四 五十戸以上	
								百二十五 五十戸以上	
								百二十六 五十戸以上	
								百二十七 五十戸以上	
								百二十八 五十戸以上	
								百二十九 五十戸以上	
								百三十 五十戸以上	
								百三十一 五十戸以上	
								百三十二 五十戸以上	
								百三十三 五十戸以上	
								百三十四 五十戸以上	
								百三十五 五十戸以上	
								百三十六 五十戸以上	
								百三十七 五十戸以上	
								百三十八 五十戸以上	
								百三十九 五十戸以上	
								百四十 五十戸以上	
								百四十一 五十戸以上	
								百四十二 五十戸以上	
								百四十三 五十戸以上	
								百四十四 五十戸以上	
								百四十五 五十戸以上	
								百四十六 五十戸以上	
								百四十七 五十戸以上	
								百四十八 五十戸以上	
								百四十九 五十戸以上	
								百五十 五十戸以上	
								百五十一 五十戸以上	
								百五十二 五十戸以上	
								百五十三 五十戸以上	
								百五十四 五十戸以上	
								百五十五 五十戸以上	
								百五十六 五十戸以上	
								百五十七 五十戸以上	
								百五十八 五十戸以上	
								百五十九 五十戸以上	
								百六十 五十戸以上	
								百六十一 五十戸以上	
								百六十二 五十戸以上	
								百六十三 五十戸以上	
								百六十四 五十戸以上	
								百六十五 五十戸以上	
								百六十六 五十戸以上	
								百六十七 五十戸以上	
								百六十八 五十戸以上	
								百六十九 五十戸以上	
								百七十 五十戸以上	
								百七十一 五十戸以上	
								百七十二 五十戸以上	
								百七十三 五十戸以上	
								百七十四 五十戸以上	
								百七十五 五十戸以上	
								百七十六 五十戸以上	
								百七十七 五十戸以上	
								百七十八 五十戸以上	
								百七十九 五十戸以上	
								百八十 五十戸以上	
								百八十一 五十戸以上	
								百八十二 五十戸以上	
								百八十三 五十戸以上	
								百八十四 五十戸以上	
								百八十五 五十戸以上	
								百八十六 五十戸以上	
								百八十七 五十戸以上	
								百八十八 五十戸以上	
								百八十九 五十戸以上	
								百九十 五十戸以上	
								百九十一 五十戸以上	
								百九十二 五十戸以上	
								百九十三 五十戸以上	
								百九十四 五十戸以上	
								百九十五 五十戸以上	
								百九十六 五十戸以上	
								百九十七 五十戸以上	
								百九十八 五十戸以上	
								百九十九 五十戸以上	
								百 五十戸以上	
								百一 五十戸以上	
								百二 五十戸以上	
								百三 五十戸以上	
								百四 五十戸以上	
								百五 五十戸以上	
								百六 五十戸以上	
								百七 五十戸以上	
								百八 五十戸以上	
								百九 五十戸以上	
								百十 五十戸以上	
								百十一 五十戸以上	
								百十二 五十戸以上	
								百十三 五十戸以上	
								百十四 五十戸以上	
								百十五 五十戸以上	
								百十六 五十戸以上	
								百十七 五十戸以上	
								百十八 五十戸以上	
								百十九 五十戸以上	
								百二十 五十戸以上	
								百二十一 五十戸以上	
								百二十二 五十戸以上	
								百二十三 五十戸以上	

						口 共 用部 分 の 床 面 積 の 合 計					
三〇〇平方メートル以内	三〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートルを超える	一件	一件	一件	一件	一件	一件
（適合証の提出がある場合にあつては、一〇、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、一九二、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二九九、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、八六、四〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、一三六、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、一七二、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、五三四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）
<p>7 二の申請に係る手数料については、当該申請に係る建築物に共用部分がない場合はイに掲げる金額とし、共用部分がある場合はイに掲げる金額に口に掲げる金額を加算した金額とする。</p> <p>8 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による</p>											
<p>三 非住宅建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合</p>											
三〇〇平方メートル以内	三〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを超え二五、〇〇〇平方メートルを超える	一件	一件	一件	一件	一件	一件
（適合証の提出がある場合にあつては、一〇、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、一九二、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二九九、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、八六、四〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、一三六、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、一七二、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、五三四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）	（適合証の提出がある場合にあつては、二一四、〇〇〇円）
<p>る通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する金額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た金額）を加算する。</p>											

低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る審査手数料	一件	住宅の用途に供する部分について二の規定の例により算定した額と、住宅以外の用途に供する部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額
別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の部の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料の項中「平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令第一号。」を削り、「の住宅をいう。以下この項において同じ。」の下に「又は複合建築物（省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分」を、「非住宅建築物をいう。以下この項において同じ。」の下に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、「（省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）」を「の建築物全体」に、「三二、一〇〇円（適合証の提出がある場合にあつては、五、一〇〇円）を「三二、一〇〇円（当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては、一六、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円）」に、「三二、一〇〇円（適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円）」を「三二、一〇〇円（当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては五、一〇〇円）」に、「適合証の提出がある場合にあつては、九、五五〇円」を「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては三〇、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては九、五五〇円」に、「適合証の提出がある場合にあつては、一九、四〇〇円」を「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一九、四〇〇円」に、「適合証の提出		

別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の部の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料の項中「平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令第一号。」を削り、「の住宅をいう。以下この項において同じ。」の下に「又は複合建築物（省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分」を、「非住宅建築物をいう。以下この項において同じ。」の下に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、「（省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）」を「の建築物全体」に、「三二、一〇〇円（適合証の提出がある場合にあつては、五、一〇〇円）を「三二、一〇〇円（当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては、一六、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円）」に、「三二、一〇〇円（適合証の提出がある場合にあつては五、一〇〇円）」を「三二、一〇〇円（当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては五、一〇〇円）」に、「適合証の提出がある場合にあつては、九、五五〇円」を「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては三〇、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては九、五五〇円」に、「適合証の提出がある場合にあつては、一九、四〇〇円」を「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては五二、七〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一九、四〇〇円」に、「適合証の提出

がある場合にあつては、四一、六〇〇円」を「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては九四、五〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては四一、六〇〇円」に、「適合証の提出がある場合にあつては、七三、九〇〇円」を「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては一四三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては七三、九〇〇円」に改め、同項の備考の欄中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 「誘導仕様基準」とは、省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

別表第三の古物営業関係事務の部中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改め、同表の放置駐車対策関係事務の部の次に次のように加える。

特定自動車運行関係事務	特定自動車運行許可申請手数料	道路交通法第七十五条の十一第二項の規定に基づく特定自動車運行の許可の申請に対する審査	一件	七九、二〇〇円
特定自動車運行関係事務	特定自動車運行計画変更許可申請手数料	道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動車運行計画の変更の許可の申請に対する審査	一件	七八、五〇〇円

（大分県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第二条 大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の五に掲げる遠隔操作型小型車をいい、遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は」に改める。

（大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第三条 大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項の市町村の欄中「（ただし、事務の欄の第一号にあつては、別府市とする。）」を削り、同表の二十八の項を次のように改める。

二十八	削除
-----	----

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中大分県使用料及び手数料条例別表第三の建築基準法関係事務の部の改正規定及び同表の放置駐車対策関係事務の部の次に次のように加える改正規定並びに第二条の規定 令和五年四月一日

二 第一条中大分県使用料及び手数料条例別表第三の宅地造成等規制法関係事務の部の改正規定及び第三条の規定並びに次項の規定 令和五年五月二十六日
(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第三条第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域に関する規制に係る事務及び同法第八条第一項本文の許可に関する規制に係る事務についての第一条の規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例別表第三の宅地造成等規制法関係事務の部の規定並びに第三条の規定による改正前の大分県の事務処理の特例に関する条例別表第一の一の項及び二十八の項の規定の適用については、なお従前の例による。

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部を改正する条例

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例(平成二十五年大分県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県条例第六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「除く。」の下に「第十三条及び」を加える。

第七条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員に対する研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

ない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて児童の降車の際に、前項に定める児童の所在の確認をしなければならない。

第十条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第十三条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条の二の見出しを削り、同条第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第十四条第二項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

10 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第九十三条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるとき

は、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第九十三条に次の一項を加える。

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第二項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第七条に次の一項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者に対する研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて児童の降車の際に、前項に定める児童の所在の確認をしなければならない。

第四十六条 削除

第五十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十九条中、「第四十六条」を削る。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第七十一条中「第四十七条まで」を「第四十五条まで、第四十七条」に改める。

第八十一条の九及び第八十九条中「第三十八条の二」の下に、「第四十条の二、第四十条の三第一項」を加える。

第九十条第一項中「及び第五項、第七条」を「第五項及び第九項、第七条」に改め、「第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」の下に、「同条第九項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を、「指定通所支援の」との下に、「同条第九項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を加え、「及び第三項」を「から第四項までの規定」に改める。

（指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第三十七条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者に対する研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第三十七条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のため

の移動その他の障害児の移動のために自動車を行るときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第五十八条中「第四十四条まで」を「第四十二条まで、第四十四条」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第三条中指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十六条、第五十九条及び第七十一条の改正規定並びに第四条中指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十三条及び第五十八条の改正規定並びに附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第七条の三第一項に規定する児童福祉施設（保育所を除く。）に対する同条の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援事業基準条例」という。）第四十条の二（新指定通所支援事業基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）及び第四条の規定による改正後の指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害児入所施設基準条例」という。）第三十七条の二（新指定障害児入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定通所支援事業基準条例第四十条の二第一項及び新指定障害児入所施設基準条例第三十七条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定通所支援事業基準条例第四十条の二第二項及び新指定障害児入所施設基準条例

第三十七条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定通所支援事業基準条例第四十条の二第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（保育所及び児童発達支援センターにおける自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 4 新児童福祉施設基準条例第七条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

(指定児童発達支援事業者における自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 5 新指定通所支援事業基準条例第四十条の三第二項（新指定通所支援事業基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

(大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する条例の一部改正)

- 6 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「から第十三条まで」を「第十二条」に改める。

- 7 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十二条」を「から第十三条まで」に改める。

~~~~~

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第七号

**大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例**

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和二年大分県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「確保するため」の下に「、乗車用ヘルメットを使用するよう努めるほか」を加え、「及び交通事故の被害」を「その他の交通事故を防止し、又はその被害」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「の着用」を「、反射材その他の交通事故を防止し、又はその被害を軽減するための器具の使用」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「ときは」の下に「、乗車用ヘルメットを使用させるよう努めるほか」を加え、「及び交通事故の被害」を「その他の交通事故を防止し、又はその被害」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「反射材及び交通事故の被害」を「乗車用ヘルメット、反射材その他の交通事故を防止し、又はその被害」に改め、同項を同条第四項とする。

**附 則**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大分県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第八号

**大分県立自然公園条例の一部を改正する条例**

大分県立自然公園条例（昭和三十二年大分県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「第三章の二 生態系維持回復事業（第十九条の二―第十九条の五）」を「第三章の二 生態系維持回復事業（第十九条の二―第十九条の五）」に改める。

第七条の見出し中「の決定」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改

め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。  
第二章中第七条の次に次の一条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

**第七条の二** 第九条の七第一項に規定する協議会は第九条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第十九条の六第一項に規定する協議会は第十九条の七第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画を変更することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第八条の次に次の一条を加える。

（協議会による公園事業の決定等の提案）

**第八条の二** 第九条の七第一項に規定する協議会は、知事に対し、第九条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第九条の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第九条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にそ

の公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲渡人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第九条の七第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第九条の八第四項の認定（第九条の九第一項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第九条の七を第九条の十二とし、第九条の六の次に次の五条を加える。

（協議会）

**第九条の七** 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第十八条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- 三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- 四 その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

**第九条の八** 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- 二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- 三 利用拠点整備改善計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- 五 第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項

六 第九条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの  
七 計画期間  
八 その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する

景観計画に適合するものでなければならない。  
4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。  
二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な程度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。  
（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

**第九条の九** 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第九条の七第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。  
2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第九条の十一において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。  
（認定の取消し）

**第九条の十** 知事は、第九条の八第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

**第九条の十一** 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第九条の八第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計

画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第九条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第十二条中「前条まで」を「第九条の六まで、第九条の十二（第二項を除く。）及び前二条」に改める。

第十三条第九項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。」

三 認定自然体験活動促進事業（第十九条の九第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第十九条の六第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十五条第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為  
第十九条第一項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。  
第十九条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三章の二の次に次の一章を加える。  
**第三章の三** 質の高い自然体験活動の促進のための措置  
（協議会）

**第十九条の六** 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るもの

の所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 第九条の七第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の六第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第十九条の六第二項第三号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

**第十九条の七** 前条第一項に規定する協議会（以下この項及び次条第一項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

三 自然体験活動促進計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

五 計画期間

六 その他規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

**第十九条の八** 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

**第十九条の九** 知事は、第十九条の七第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第十九条の七第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

**第十九条の十** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第十九条の七第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十條第一項中「第二十七條第一号」を「第二十七條第一項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第二十七条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

- 2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。
- 二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關し必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二十八条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。  
第三十三条の次に次の一条を加える。

（利用の増進のための情報の提供等）

**第三十三条の二** 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第三十五条中「第九条の六第一項又は第十六条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第九条の六第一項又は第十六条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十三条第四項の規定に違反したとき。

第三十六条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第九条第六項」を「第九条第三項の認可を受けた者が、同条第六項」に、「者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十七条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第三十八条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第九条の七第一項」を「第九条の十二第一項若しくは第二項若しくは第十九条の十第一項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「又は忌避した者」を「、又は忌避したとき。」に改め、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「者」を「とき。」に改める。

**附則**  
この条例は、令和五年七月一日から施行する。

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和五年三月二十三日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第九号

**大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例**

大分県病院事業に係る料金条例（平成十八年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表の診療料の項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号及び第二号」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

**附則**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和五年三月二十三日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十号

**大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和四十五年大分県条例第十四号）の一部を次のように改正する。  
別表の県営経営体育成基盤整備事業の項を削り、同表の県営畑地帯総合整備事業の項を次のように改める。

|             |      |             |                   |
|-------------|------|-------------|-------------------|
| 県営畑地帯総合整備事業 | 工事費の | 7.5<br>100  | 国庫補助率が二十分の十一である事業 |
|             | 工事費の | 12.5<br>100 |                   |
|             |      |             | 国庫補助率が二分の一である事業   |

**附則**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大分県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十一号

大分県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例

(大分県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 大分県港湾施設管理条例(昭和五十一年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「二年」を「三年」に改める。

別表第一の使用料の部の区分の欄中「使用料」の下に「(次表の種類の欄に掲げる港湾施設に関するものを除く。)」を加え、同部の岸壁棧橋物揚場(小型船舶用物揚場を除く。)の項中「(小型船舶用物揚場を除く。)」を削り、同項の次に次のように加える。

|                      |                      |         |        |       |                                               |
|----------------------|----------------------|---------|--------|-------|-----------------------------------------------|
| 係船<br>専用<br>浮棧<br>橋  | 船長一<br>〇メートル未<br>満の船 | 一日以内のとき | 一<br>隻 | 一三〇〇円 | 総トン数二〇トン<br>未滿で当該港を基地<br>とする漁船について<br>は、免除する。 |
| 船長一<br>〇メートル以<br>上の船 | 一日を超え一〇<br>日以内のとき    | 一<br>隻  | 一、一五〇円 |       |                                               |
|                      | 一〇日を超え一<br>月以内のとき    | 一、一〇〇円  |        |       |                                               |
|                      | 一月を超えると<br>き         | 一月 一隻   | 二、三〇〇円 |       |                                               |
|                      | 一月を超えるとき             | 一月 一隻   | 三、四五〇円 |       |                                               |

別表第二の使用料(ヨット及びモーターボートに関するもの)の部中「ヨット及びモーターボートに関するもの」を「種類の欄に掲げる港湾施設に関するものに限る。」に改め、同部の大分港坂の市(細)地区の項の備考の欄、大分港大在地区の項の備考の欄及び大分港日吉原地区の項の備考の欄を次のように改める。

総トン数二〇トン未滿で当該港を基地とする漁船の一月を超えるときの使用料の額は、上記使用料から船長一〇メートル未滿の漁船にあつては一月当たり二、六〇〇円を、船長一〇メートル以上の漁船にあつては一月当たり三、九〇〇円を減じた額とする。

別表第二の使用料(ヨット及びモーターボートに関するもの)の部のその他の地区の項及び全地区の項を削る。

第二条 大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成九年大分県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「使用料」の下に「(次表の種類の欄に掲げる港湾施設に関するものを除く。)」を加え、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条中大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例附則第二項の改正規定(「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行し、当該改正規定による改正後の同項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十二号

大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十三日

大分県報号外(条例)

第一条中「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項」に改める。

第三条第一号中「民俗資料等（」の下に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。」を加え、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 歴史資料等に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

（大分県立歴史博物館協議会条例の一部改正）

**第二条** 大分県立歴史博物館協議会条例（昭和五十六年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（旅館業法施行条例の一部改正）

**第三条** 旅館業法施行条例（昭和三十二年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

（青少年の健全な育成に関する条例の一部改正）

**第四条** 青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条（見出しを含む。）中「がん具類等」を「玩具類等」に改め、同条第五号中「第二条」を「第二条第一項」に、「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

**第五条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「博物館（」を「博物館等（」に、「第二条第一項に規定するものをいう」を「第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指定施設をいう」に改め、「博物館に相当する施設（同法第二十九条に規定するものをいう。以下同じ。）」を削る。

第十三条の二及び第十五条中「博物館、博物館に相当する施設」を「博物館等」に改める。

（大分県暴力団排除条例の一部改正）  
**第六条** 大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

**附則**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。